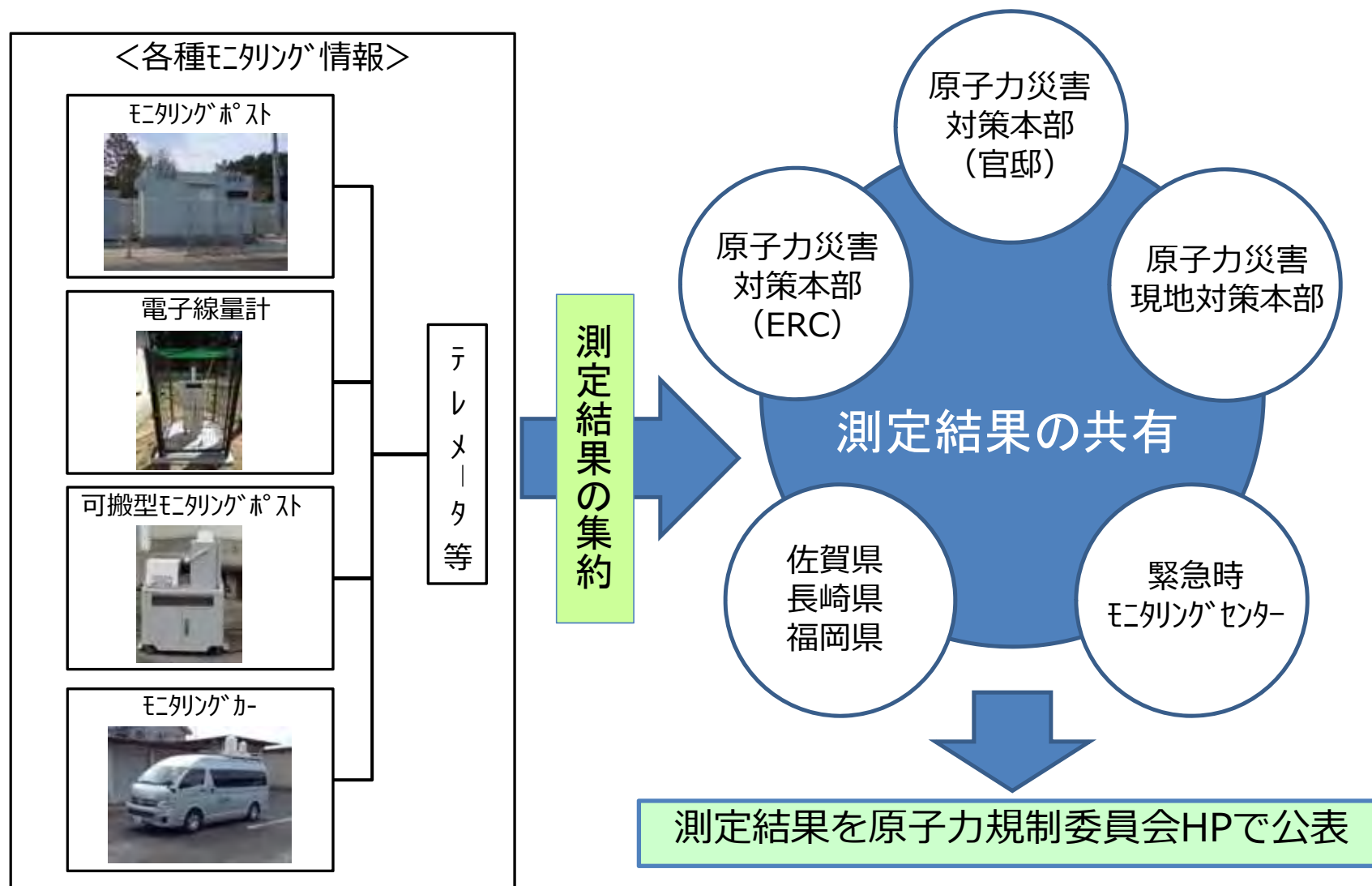
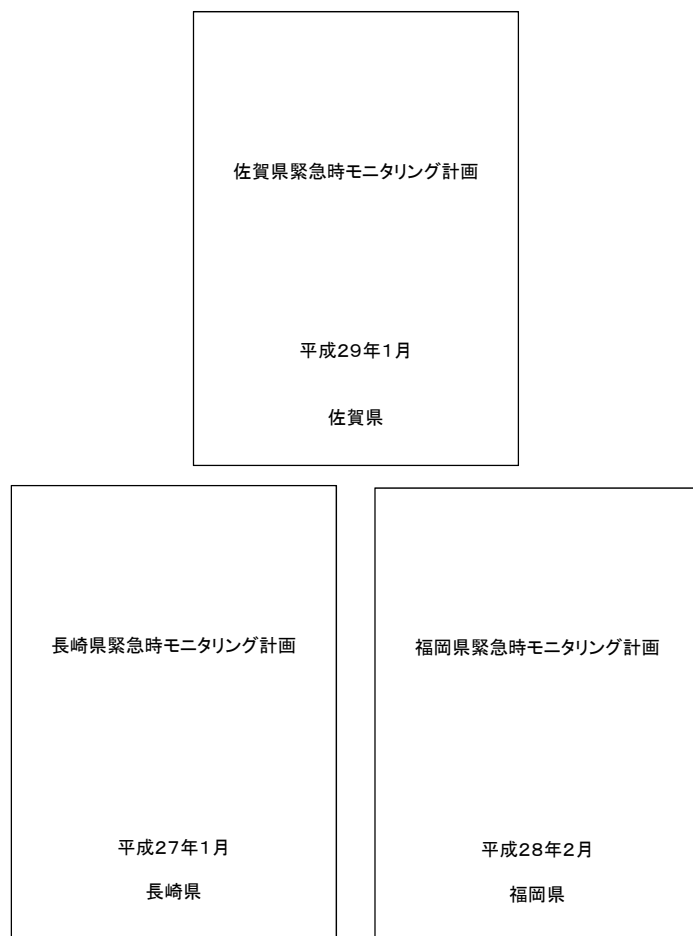


- ▶ 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、緊急時モニタリングセンター等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



- 佐賀県、長崎県、福岡県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定める。同実施計画は、事態の進展に応じて、随時改定を行う。



<緊急時モニタリング計画>

## 緊急時モニタリング実施計画（例）

### 【記載する項目の例】

#### <実施項目>

例)

- 空間放射線量率の監視強化
- 必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
- モニタリングカーによる測定の実施
- 大気中放射性物質濃度の測定
- 環境試料中の放射性物質濃度の測定 等

#### <実施主体>

例)

- 国
- 佐賀県、長崎県、福岡県
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等

#### <報告>

#### <注意事項>

### 【その他添付資料等の例】

測定項目一覧

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

## <概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等（以下「関係機関」という）から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）事務局及び関係機関の調整ポイント

等について規定

## 関係機関の保有資機材数

（平成30年度調査による。佐賀県、福岡県、長崎県、九州電力を除く。）

	要員 (人)	可搬型 モニタリングポスト (台)	モニタリングカー (台)
国	16	35	9
道府県	706	284	36
原子力事業者	612	57	34
関係指定 公共機関等	99	6	2

※ 各資機材については保有数を記載。

- 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、佐賀県、長崎県及び福岡県では、既設モニタリングポスト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を対応付けている。既設モニタリングポスト等の全てについて非常用電源を設置しているほか、既設モニタリングポスト等の故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

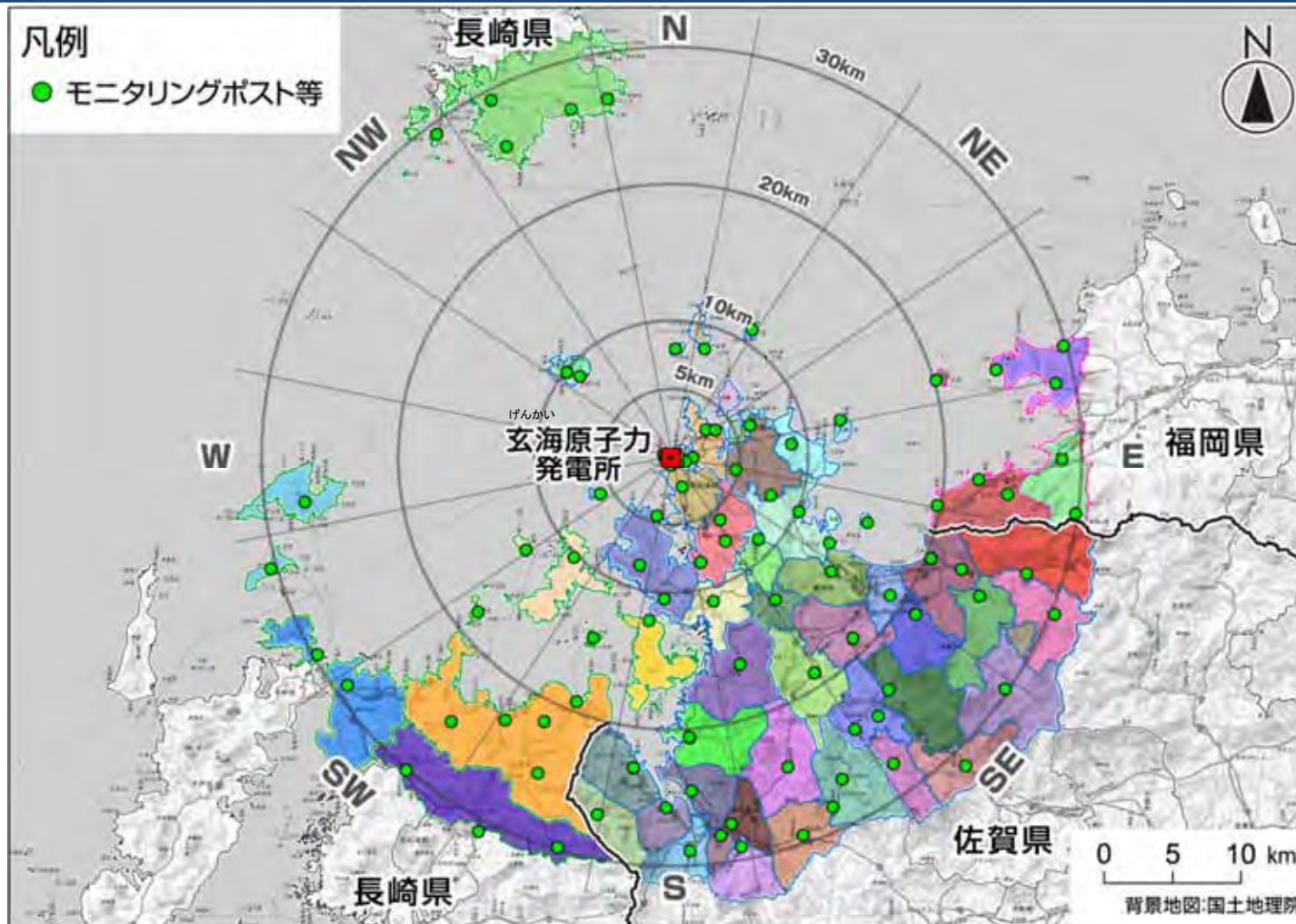


図 げんかい 玄海地区における緊急時モニタリング体制と一時移転等の実施範囲



- モニタリングステーション及びモニタリングポスト
  - ・モニタリングステーション等(計3台)で、発電所敷地境界付近の放射線量率、放射性物質濃度を測定
    - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
  - ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(3台)
- 可搬型エリアモニタ
  - ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型エリアモニタを設置して、原子炉格納施設を囲む8方位(8台)の放射線量率を測定
- モニタリングカー及びサーベイメータ搭載車両等
  - ・放射線量率、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等(3台)を配備
- 可搬型放射能測定装置
  - ・発電所及びその周辺の放射線量率、放射性物質濃度を可搬型放射能測定装置(サーベイメータ等)で測定
- オフサイトの協力
  - ・緊急時モニタリングセンターに人員を派遣し、必要な協力を行う。



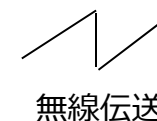
モニタリングステーションと  
非常用発電機



可搬型モニタリングポスト  
(衛星系回線による通信機能付)



可搬型エリアモニタ



モニタリングカー



サーベイメータ等を  
搭載した車両



(サーベイメータ類) (ダストサンプラ)  
車両に搭載する可搬型放射能測定装置の例

# 11．原子力災害時の医療の実施体制

(安定化素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

# 安定ヨ素剤の事前配布

- 佐賀県玄海町及び唐津市、長崎県松浦市では、安定ヨ素剤の事前配布に係る住民説明会を開催し、同時に安定ヨ素剤の事前配布を実施している。佐賀県では平成30年11月30日現在で5,206人(ゼリー剤を含む。)に、長崎県では平成30年8月31日現在で940人(ゼリー剤を含む。)に事前配布を実施。今後も継続して説明会等を開催し、配布を行う。



佐賀県市町	住民数※	配布済人数
玄海町	3,454人	2,795人
唐津市	4,230人	2,411人
合計	7,684人	5,206人

長崎県市町	住民数※	配布済人数
松浦市 (鷹島・黒島)	2,104人	940人

※PAZ内及びPAZに準じて防護措置を実施する地域の対象住民数

## <安定ヨ素剤事前配布説明会>

医師、県及び関係市町職員により、安定ヨ素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明し、安定ヨ素剤を配布。





# 佐賀県における避難住民等に対する安定ヨ素剤の備蓄状況と緊急配布

- ▶ 避難住民等に対する安定ヨ素剤の緊急配布に備え、佐賀県では計70か所の施設に合計約1,144,000丸の丸剤と約6,500gの粉末剤、セリー剤（乳幼児用、新生児用）18,420包を備蓄。  
そのうち、佐賀県内の離島（高島、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島、向島）については、それぞれの離島において安定ヨ素剤を備蓄。
- ▶ 緊急配布が必要となった場合は、備蓄場所より各市町が指定する集合場所等（合計53か所（各離島を含む））や避難経路上の緊急配布場所（候補地計12か所）、避難退域時検査場所（候補地計12か所）に市町職員が搬送の上、対象住民等に緊急配布を実施。



## 安定ヨ素剤備蓄場所

佐賀県内：70か所

県及び市町職員により、  
安定ヨ素剤の搬送を実施

## 安定ヨ素剤の 緊急配布を実施

### 集合場所等で緊急配布(計53か所)

げんかいちょう 玄海町:11か所      いまりし 伊万里市:14か所  
からつし 唐津市:28か所

### 避難経路上における緊急配布 (計12か所)

緊急時に市町が避難経路上に場所  
を指定して緊急配布を実施。

### 避難退域時検査場所で緊急配布 (計12か所)

佐賀市 : 3か所	ありたちょう 有田町 : 2か所
たくし 多久市 : 1か所	きやまちょう 基山町 : 1か所
たけおし 武雄市 : 4か所	かしまし 鹿島市 : 1か所

(凡例)

- : 安定ヨ素剤備蓄場所
- : 集合場所
- : 避難経路上の緊急配布場所
- : 避難退域時検査場所